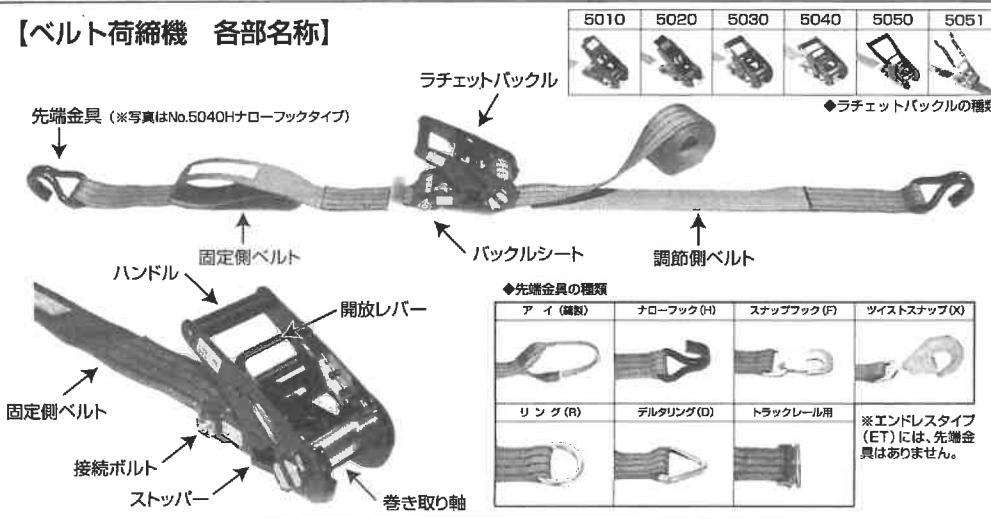


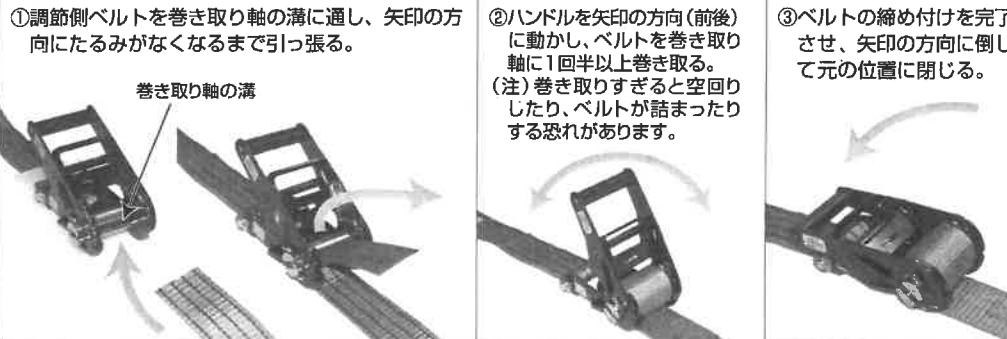
ベルト荷締機 取扱説明書

- この度は当社製ベルト荷締機をお買い上げ頂き、お礼申し上げます。
- ベルト荷締機を使用する前にこの説明書を最後まで読んで頂き、充分ご理解の上使用して下さい。【この説明書は読んだあとも大切に保管して下さい。】
- 疑問や不明な点がございましたら、右記の当社消費者相談室までご連絡下さい。
- この説明書を紛失した場合も同室までご請求下さい。

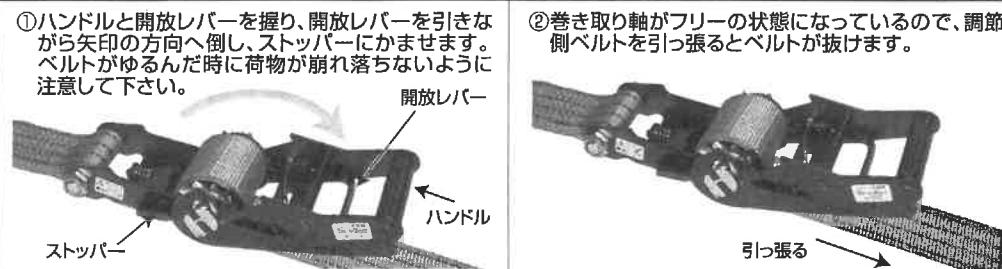
【ベルト荷締機 各部名称】



【締めつけ方】 *No.5040, No.5050の場合は、締めつけが完了したら「開放レバー」を引きながら閉じて固定して下さい。(ゆるめる際も「開放レバー」を引きながらゆるめて下さい。)



【ゆるめ方】



【選 定】

ベルト荷締機の選定においては、次の項目を考慮して下さい。

- 1) 荷の寸法,形状及び重量
- 2) 荷の性質(液体,薬品,危険物,易破損品)
- 3) 荷の輸送環境
- 4) 使用方法
- 5) 取付け及び取外し作業の容易さ
- 6) 輸送行程中に荷の一部を荷下ろしする場合
- 7) 荷の固定に必要なベルト荷締機の数量及び荷の固定方法

⚠ 注意

安全にお使い頂くため、下記の事項をお守り下さい。

- ①ベルト荷締機は使用状態に合った適切なものを選定し使用して下さい。
- ②トヨーのベルト荷締機は充分な安全係数を考えて作られていますが、「最大使用力」を守って使用して下さい。
- ③最大使用力とは、1本のベルト荷締機に直線的に負荷することができる最大の張力。
- ④荷の大きさ,重さ,形状等によってはベルト荷締機の本数を増やす等して荷崩れを起こさないよう、しっかりバランスよく締め付けて下さい。
- ⑤荷締め作業中及び荷締め作業終了後、開放レバー,ストッパーが歯車と確実に噛み合っていることを確認して下さい。
- ⑥荷の輸送開始及び輸送中、定期的にベルト荷締機の状態を確認して下さい。
- ⑦走行中の振動などで荷が移動してベルトに緩みが発生する場合があるため、ベルト荷締機を定期的に増締めして下さい。
- ⑧ベルト荷締機を取り外すときは、荷が安定して移動及び落下しないか確認する。
- ⑨積み上げた荷を下ろすときは、必ずベルト荷締機を外してから荷を持ち上げて下ろす。
- ⑩荷締め作業以外では使用しないで下さい(玉掛け作業等)。
- ⑪ベルトを結んだり、ベルト同士を引っ掛けたりしないで下さい。
- ⑫使用温度は100℃以下とし、-30℃~50℃の温度範囲を超えて使用する場合は、最大使用力について弊社までご相談下さい。
- ⑬鉄板,ルーフデッキ,デッキプレート,コンパネ,外壁用角波材,ガラス及び角張った荷物は必ずコーナーパッド等で保護して下さい。
- ⑭水,油等に濡れると滑りやすくなりますので注意して下さい。
- ⑮ベルトを巻き取り軸に巻き過ぎないように、余分な長さはハンドル操作前に調節して下さい。
(ストッパーが効かなくなります。【締めつけ方】参照)
- ⑯ベルトを巻き取り軸に1回半以上巻き取って下さい。
- ⑰先端金具付き形を使用するときは、正しく固定点に掛けて下さい。
- ⑱点検の結果、廃棄することになったベルト荷締機は再使用せず、必ず廃棄して下さい。
- ⑲酸性薬品がかからないようにして下さい。
- ⑳地面や床等を引きずったり、器具を投げたりしないで下さい。機能の低下、ベルトの切断及びラチェットバックルの故障の原因となります。
- ㉑雨等で器具やベルトが濡れた場合は乾いた布で拭いて下さい。
- ㉒ラチェットバックルの作動を円滑にする為、適時注油を行って下さい。ただし、注油後に余分な油は拭き取って下さい。
- ㉓ベルト荷締機は、紫外線,熱,薬品等の影響を受けると機能の低下及び長さが伸縮する場合がありますので、上記の影響を受けない場所に保管して下さい。
- ㉔その他特殊な状態で使用する場合は、取扱店または当社の消費者相談室へお問い合わせ下さい。

ベルト荷締機の点検基準

(1) ベルト荷締機は、日常点検及び定期点検を行って使用して下さい。

日常点検とは、使用前に行う点検のことです。

定期点検とは、定期的に行う点検で使用頻度によって異なりますが、原則として1ヶ月ごとに
行って下さい。

(2) 点検項目、点検方法及び廃棄基準は下表による。

点検項目		点検の種類		点検方法	廃棄基準
		日常点検	定期点検		
ベルトの損傷の状態 (摩耗、きず 及び縫糸の 切断)	a) アイ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	目視	①縫目が分からぬほどに毛羽立ちし、たて糸の損傷が認められるもの。 ②目立った切りきず、擦りきず、引っ掛けきずなどが認められるもの。 ③縫糸が切斷して、アイの形状が保たれないもの。
	b) 縫製部	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	目視	①目立った切りきず、擦りきず、引っ掛けきずなどが認められるもの。 ②縫糸が切斷して、ベルトの剥離が少しでも認められるもの。
	c) 本体	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	目視	①全幅にわたって縫目が分からぬほどに毛羽立ちし、たて糸の損傷が認められるもの。 ②目立った切りきず、擦りきず、引っ掛けきずなどが認められるもの。
その他の外観異常		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	目視	熱、薬品などによる著しい変色、着色、溶融、溶解などが認められるもの。
使用期間		-	<input type="radio"/>	管理台帳、表示などの確認	ベルト荷締機の使用状況によって、外観に損傷及び異常がなくとも、次の使用期間を超えるもの。 屋内で使用する場合、使用開始後7年。 常時屋外で使用する場合、使用開始後3年。
バックル 及び 端末金具	a) 変形	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	目視	曲がり、ねじれ、ゆがみなどが認められるもの。
	b) きず	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	目視	著しい当たりきず、切欠ききずなどが認められるもの。
	c) 亀裂	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	目視	亀裂が認められるもの。
					磁粉探傷 ^{a)} 又は 浸透探傷 ^{b)} によって亀裂の疑いがあり、点検方法に定められた方法で、亀裂が認められるもの。
	d) 摩耗	-	-	計測	摩耗量が、元の寸法の10%を超えるもの。
e) 腐食	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	目視		全体に腐食が認められるもの、又は局部的に著しい腐食のあるもの。

注 a) JIS Z 2320-1 による。

b) JIS Z 2343-1, JIS Z 2343-5 及び JIS Z 2343-6 による。

◆仕様

	ベルト幅	50mm	50mm	35mm	25mm	25mm
両端アイ形	品番	5050	5040	5030	5020	5010
先端金具付き形	品番	5050H	5040H	5030H	5020H	5010H
	最大使用力	10kN(1010kg)	7.5kN(764kg)	5kN(509kg)	2.5kN(254kg)	1.25kN(127kg)
エンドレスタイプ	品番	ET5050	ET5040	ET5030	ET5020	ET5010
	最大使用力	20kN(2030kg)	15kN(1520kg)	10kN(1010kg)	5kN(509kg)	2.5kN(254kg)
トラックレール用	品番	TR-5050				
	最大使用力	3.25kN(331kg)				

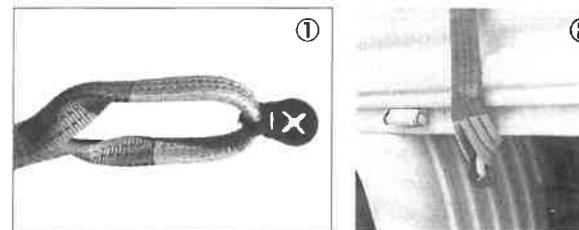
※No.5040X, No.5040F, No.5040R, No.5040DはNo.5040Hと同じ仕様になります。

※No.5051(ハンドル伸縮タイプ)は、No.5050と同じ仕様になります。

※最大使用力とは、1本のベルト荷締機に直線的に負荷することができる最大の張力。

ドロップストッパー

※両端アイ形の全品番に標準装着しています。

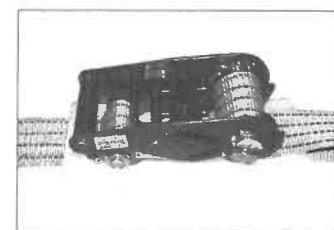


〔特長〕

- トラックのひっかけ部分(写真②)からベルト荷締機のアイ部が外れないようにするためのゴム製の外れ止め装置(写真①)です。

バックルシート

※全品番に標準装着しています。



〔特長〕

- ラチエットバックルの金具底部による商品の傷つきを防ぎます。

△ 警告 ●このドロップストッパーは荷締め作業におけるアイ部外れを防止する補助部品ですので、絶対にドロップストッパーのみで、荷締めをしないで下さい。

【発売元】 株式会社 **ト・ヨ・セフティ-**

兵庫県三木市別所町巴21-1 三木工場公園
URL : <http://www.toyo-safety.co.jp>

消費者相談室 **TEL.0794-83-0155**

織維スリング工業会会員

【製造元】 **東洋物産工業株式会社**